

令和6年度ウポポイ・アイヌ関連施設誘客促進事業委託業務
企画提案説明書

1 業務の目的

ウポポイをはじめ、道内アイヌ関連施設等への外国人観光客の興味を高め、誘客促進を図るため、訪日外国人来道者数の多い国において旅行分野に関する影響力のあるインフルエンサーを活用して、アイヌ文化や魅力的な周遊コース等について、海外に向けて効果的に発信する。

2 文言の定義

当該業務における文言の定義等は、次のとおりとする。

- (1) ファムトリップ：海外インフルエンサーやブロッガー、また旅行事業者やメディアを旅行に招待し、その内容を自国で発信しプロモーションにつなげていく手法
- (2) インフルエンサー：インターネット上で、特に、SNS などにおいて他者の意思決定に影響を与えるキーパーソン。
「YouTuber」、「インスタグラマー」、「Tiktoker」等。
- (3) 海外インフルエンサー等：情報発信対象国で、SNS などにおいて他者の意思決定に影響を与える個人または主力メディアや旅行事業者等の企業・団体等。

3 業務の内容

(1) ファムトリップの企画、実施

道内アイヌ関連施設等の周遊、道の自然や食など外国人観光客に魅力的な内容を盛り込んだファムトリップを企画し、実施すること。

ア ファムトリップの企画

ファムトリップのコースには、次項の規定により招請を予定するインフルエンサー等から事前に意見を聴取し、盛り込むこと。

なお、ファムトリップとして企画するコースは以下の4コース以上とする。

- (ア) ウポポイを含む道央圏域の2泊3日以上行程：1コース以上
- (イ) 上記道央圏域以外で、外国人の人气が高く、かつアイヌ関連施設やアイヌ文化とゆかりのある地域の2泊3日以上行程：1コース以上
- (ウ) ウポポイを含む札幌からの日帰り行程：2コース以上

イ ファムトリップの実施

ファムトリップに要する費用一切は、受託者が負担することとし、また、海外インフルエンサー等の招請に係る費用及び調整事項等について次のとおり例示する。

- (ア) 被招請者の渡航等招請に係る諸費用、また、車両、通訳、撮影手配等、周遊に係る諸費用はすべて受託者負担とする。

(イ) 被招請者と必要な諸手続き（ビザ取得、保険加入等）や手配関連の調整及び連絡等を行うこと。

(2) 海外インフルエンサー等の選定

ア ファムトリップで招請する海外インフルエンサー等は、原則、次の要件を満たすこと。

(ア) コロナ禍前のH28年度～H30年度の平均値で来道者数上位10位内の国において、旅行分野に関する発信力及び影響力があること。

なお、海外への情報発信力があり、発信対象国に拠点がある場合は、日本国内在住者も可とする。

(旅行分野に関する発信力及び影響力の例示)

- ・ 発信対象国におけるフォロワー数10万人以上、または著名な旅行分野等のサイトに記事掲載の可能な個人。
- ・ 対象国における主力メディアや旅行事業者等の企業や団体等。
- ・ その他、上記と同程度の発信力や影響力を持つもの。

(イ) 訪日外国人来道者数上位10位内の国から3カ国以上、各国1人以上とすること。

(ウ) 国や地域、言語バランスを考慮すること。

イ 海外インフルエンサー等の役割は、次のとおりとする。

(ア) ファムトリップの周遊コース企画にあたり、自らの意見の反映。

(イ) 周遊コースの体験、撮影・記事作成・投稿等の情報発信。

(ウ) ファムトリップ実施後に作成するモデルコース・ガイドマップに係る情報発信。

(3) 情報発信

ア 外国人観光客等をターゲットとするモデルコース・ガイドマップの作成

ファムトリップで企画・実施した全コースについて、実施結果を踏まえモデルコースを作成し、アイヌ関連施設及び地域の魅力等を写真、イラスト等を活用し、外国人観光客が利用しやすいガイドマップを提案の上、作成すること。

(ア) ガイドマップの言語

日、英、及び海外インフルエンサー等の使用言語を含む3言語以上とする。

(イ) 仕様

- ・ A3又はA4サイズ、両面使用、カラー版、1枚以上。なおA3は中折可
- ・ SNSやサイトでの発信などに活用するための電子媒体
- ・ その他紙媒体として、コース毎に、日、英、各1,000部

イ ファムトリップ、モデルコース・ガイドマップ等の情報発信

(ア) ファムトリップ

ファムトリップにおいて、海外インフルエンサー等による、外国人の来道意欲促進を期待できる、効果的で実績のある発信手法や内容、発信回数や時期などについて提案すること。なお、海外インフルエンサー等のSNSを通じた発信のほか、発信対象国において訴求力の高い、報道及び旅行系メディアを活用すること。

(イ) モデルコース及びガイドマップ

上記（３）アで作成したモデルコース・ガイドマップについて、海外インフルエンサー等による、外国人の来道意欲促進を期待できる効果的で実績のある発信手法や内容、発信回数や時期などについて提案すること。なお、海外インフルエンサー等の SNS を通じた発信のほか、発信対象国において訴求力の高い、報道及び旅行系メディアを活用すること。

（ウ）上記（ア）及び（イ）について、事業効果を検証するための指標をユーザー属性（年齢、居住国、性別など）とあわせて設定すること。

（指標の例示）

- ・リーチ数（必ずインプレッションと合わせて提示）
- ・PVかつUU など

（エ） SNS 等への投稿文、雑誌等の掲載記事など、本事業に係る全ての情報発信については、英語やその他外国語の原稿のほか、日本語に翻訳したものを委託者確認用として用意すること。

（オ）上記各項によるもののほか、外国人観光客の閲覧の多いウェブサイトへの掲載等、広範囲にPRできる効果的な方法を提案すること。

（４）その他

ア 上記業務のほか、目的の達成に資する独自事業、連携事業の企画があれば提案すること。

イ 本業務により得られた成果物の著作権、所有権、利用権は、原則として道に帰属し、事前承諾なく二次利用（ホームページへの掲載等）できるものとする。

（５）留意事項

実施にあたっては、委託者と相談の上行うこと。未定事項や調整の結果変更される事項について、柔軟に対応できる体制とし、変更の場合は委託者と協議すること。

４ 業務処理にあたっての留意事項

（１）各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。

（２）企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア 業務に当たっては、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

イ 各業務の進行管理を適切に行うこと。

ウ 事業の効果を高めるため、ウポポイ官民応援ネットワーク構成員等との協働による取組の推進・調整に努めること。

５ 成果品の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した報告書等を次のとおり提出すること。

（１）本委託業務の処理成果を記載した実績報告書

紙媒体 1 部（A4 版）（様式は本委託業務処理要領に添付）

- (2) 当該委託業務の処理成果を記載した報告書
電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部及び紙媒体1部（A4判）とし、電子媒体はパワーポイント等編集が可能なものとする。
- (3) 上記3（3）で作成した全モデルコース及びガイドマップ
- ・データ（PDF版及び編集や加工等が可能なPowerPoint等によるもの）
 - ・紙媒体 日、英、各1,000部
- (4) 著作権等
本委託業務における成果品の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

6 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

なお、単体の法人若しくはコンソーシアムは、観光、文化、催事、広報等それぞれの業務に関して専門的なノウハウ、あるいは横断的なネットワーク等を有する事業者及び、地域の交流資源や事業者との連携強化を喚起する趣旨から、事業の活性化を担う団体、企業を含むこと。

- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）
- (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
- (ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあつては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

7 審査項目

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

ア 業務を実施するにあたり、ウポポイをはじめとするアイヌ関連施設やアイヌ文化に関する情報や知識を有しているか。

イ 本事業で実施する業務内容に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。

ウ 実施スケジュールが適切であるか。

エ 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

(2) 企画提案内容の適合性

ア ファムトリップの企画、実施

(ア) ファムトリップの企画案について、道内アイヌ関連施設等を周遊し、アイヌ文化の魅力伝える内容となっているか。

イ 海外インフルエンサー等の選定

(ア) 海外インフルエンサー候補者について、目的の達成に向け効果的に情報発信できる選定となっているか。

(イ) 海外インフルエンサー等の役割を十分に理解した企画案となっているか。

ウ 情報発信

(ア) 外国人観光客等をターゲットとするモデルコース・ガイドマップについて、道内アイヌ関連施設等を周遊し、アイヌ文化の魅力伝える内容となっており、情報発信の手法や内容は効果的な提案となっているか。

(イ) 海外インフルエンサー等によるファムトリップの情報発信の手法や内容は効果的な提案となっているか。

(ウ) 海外インフルエンサー等による発信以外のPR方法は効果的な提案となっているか。

(エ) 事業効果を図る指標の設定は適切か。

エ その他

(ア) 目的の達成に資する独自又は連携企画の内容は適切か。

8 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

9 予算上限額

13,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10 委託期間

委託契約日から令和7年3月19日（水）まで

11 資格審査申請書、企画提案書の提出方法

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和6年4月8日（月）17時必着

イ 提出場所 (4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

エ 提出様式 別添1のとおり

オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和6年4月25日（木）17時必着

イ 提出場所 (4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

エ 提出様式 別添2のとおり

オ 提出部数 8部（法人名等については、1部のみに記載し、残り7部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に【質問：事業委託業務（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当 大島

電話 011-231-4111（内線24-135）

FAX 011-232-4112

12 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 関連情報を収集するための窓口
11(4)に同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容については、ヒアリングを行う。

企画提案者が6者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。

(9) 審査結果及び特定者名
公表する。